

# Mantraの機能について

針 貝 邦 生

*Mīmāṃsā Sūtra*<sup>1)</sup> I-ii-4 Adhikaraṇa (Sūtra 31-53) において主題となる mantra に関する議論は *Nirukta* における Kautsa を反対論者とする mantra の表意能力の有無をめぐる論争 (*Nirukta* I-15~16) が拡大されて現われたものであるとして、シュトラウス<sup>2)</sup>は「この事実はインド精神史にとつて重要なことである。」と指摘していることは周知のことである。しかし *Mīmāṃsā* に受け継がれた *Nirukta* の論争は、既に *Mīmāṃsā* 独自の問題としてとらえられている。最も根本的な議論の相異点は、*Nirukta* においては mantra は意味を有つのか否かということが問題であつたが、*Mīmāṃsā* では mantra の意味は表わされることを意図したもの (*vivakṣita*) か否か、という様に問題が変化していることである。尤もこの *Mīmāṃsā* の問題設定は *Sūtra* そのものには明確に述べられておらず、Śabaravāmin (以下 Śabara) によつて明確にされていることである<sup>3)</sup>。*Mīmāṃsā* 学派で mantra の機能、有用性が問題となるのは、この様な問題設定において解決された mantra の表意性 (*vivakṣitatva*) を前提とした場面においてしかありえない。この小論では、Śabara の *Bhāṣya* と Kumārila の *Tantravārttika* を中心に *Mīmāṃsaka* が mantra の機能をどの様に考察しているかということを検討したい<sup>4)</sup>。

先ず Jaimini は Mantra Adhikaraṇa の冒頭で九箇条の以下に示す Pūrvapakṣa Sūtra を掲げている<sup>5)</sup>。

- 1) *Mīmāṃsā Sūtra, Śabarabhāṣya, Tantravārttika* は Ānandāśrama Sanskrit Series Vol. 97, 1929 *Mīmāṃsādarśana* を用いた。
- 2) Strauß, O., *Altindische Spekulationen über die Sprache und ihre Probleme*, ZDMG. 1927, S. 120.
- 3) *Bhāṣya* ad Sū. 31, p. 143 “athédānīm kim vivakṣitavacanā mantrā utāvivakṣitavacanāḥ”.
- 4) この問題に関する概説的な論文としては、V. A. Ramaswami Sastri, “*Mantras or the Mīmāṃsaka Conception of Mantra-Prāmānya*” [Poona Oriental Series No. 93, Professor P. K. Gode Commemoration Volume 1960, p. 373-377] がある。
- 5) 以下の Sūtra と *Nirukta* との関連については、Renou, L., *Le destin du Vēda dans l'inde* [Études védiques et pāninéennes VI] pp. 70-75 が詳しい。

(Sū. 31) mantra は或る場合には vidhi によつて規定されていることの単なる反復にすぎないから (tadarthaśāstrāt)。 (Sū. 32) 文章の拘束性があるから (vākyaṇiyamāt)。 (Sū. 33) vidhi の様に知覚等の認識手段によつては知られない様な新しい意味をもたらさないから (buddhaśāstrāt)。 (Sū. 34) 事実上存在しないものについての言説があるから (avidyamānavacanāt)。 (Sū. 35) 無生物を生物の如く述べているから (acetane 'rthasambandhāt)。 (Sū. 36) 意味に撞着があるから (arthavipratīṣedhāt)。 (Sū. 37) mantra のテキストを学習することの規定はあるが、その意味を学習することについての規定は存在しないから (svādhyāyavadavacanāt)。 (Sū. 38) 或る mantra の意味は知ることができないから (avijñeyāt)。 (Sū. 39) 無常なるものと結合しているから (anīyasamyogāt)。以上の理由から mantra は無意味である (mantrānarthakyaṃ)。

以上の反論に対して Siddhānta Sūtra (40~53) はその冒頭で「mantra の言葉は日常的な言葉と区別されるものではないから、日常的な言葉が意味を表わす様に mantra も意味を表わす (aviśiṣṭastu vākya'rthah)。」と述べた後に、Sūtra 41~50 で反論を順次に論駁し、Sūtra 51~53 で mantra に表意性があるという主張の他の三つの理由を掲げている。

以上のことから解る様に Jaimini は mantra の表意性に関する議論のみに終始しており、それによつて表わされた意味に基いて mantra が祭式行為の実際の場合で如何なる機能を果すのか、という問題は取扱っていない。Mīmāṃsā Sūtra の第一 Adhyāya が論聖典の権証の確立及びその根拠を明確にすることが目的であることを考えるとき、これは奇妙な事実と言わねばならない。Śābara はこの点について言及するところがないが、Kumārila は Sūtra 31 に対する *Tantravārttika* で Mantra Adhikaraṇa の論点を明確にする中でこの点に言及している<sup>6)</sup>。

*Bhāṣya* ad Sūtra 31 における mantra の機能に関する Pūrvapakṣa の主張は、mantra は Sūtra 31~39 に挙げられた理由によつて意味を表わさないのであるから、mantra はその意味によつて祭式行為を助けるのではなく、読誦のみ (uccāraṇamātra) による、というにあり、この反論に対して *Bhāṣya* ad Sūtra 40 において次の様に述べられている。

「供犠 (yajña) における mantra の読誦は意味を理解させることを目的とする。mantra の有効性 (prayojana) は供犠において供犠に従属するものを明らかに示すこと (yajñāṅgaprakāśana) である。何故なら供犠と供犠の従属物とが明らかに示されない場

6) *Tantravārttika*, pp. 143-144.

合には、供犠は進行することができないからである。それ故、それを完成する目的をもつた意味を明らかにすることは祭式行為に大きな助けを為すことである<sup>7)</sup>。」

即ち Śabara は此処で mantra の機能を「供犠の従属物を明らかに示すこと (yajñāṅgaprakāśana)」と規定している。この yajñāṅgaprakāśana という mantra の機能については Śabara は何も具体的な例をもつて示しておらず、又 Kumārila も註釈していないので、それが意味する具体的な内容については暫く措く。この論争で重要な点がもう一つある。それは mantra の読誦と dr̥ṣṭa/adr̥ṣṭa との関係である。即ち Pūrvapakṣa は mantra の読誦から adr̥ṣṭa (或は apūrva) が想定されると主張するが<sup>8)</sup>、Siddhānta はあくまでもそれを否定する。mantra が意味を表わし、その意味によつて祭式行為において aṅgaprakāśana という有意義な目的を果し得る限りそれは dr̥ṣṭa であつて<sup>9)</sup>、そこに adr̥ṣṭa を想定する余地はない、というのが Siddhānta の立場である。

Kumārila は全面的にこの Śabara の見解に賛同しているが<sup>10)</sup>、独自の見解をも述べている。後世の Bhāṭṭa 派の綱要書<sup>11)</sup>には Śabara の見解よりもむしろ Kumārila の見解の方が権威として受け入れられている。即ち Kumārila は *Tantravārttika* ad Sūtra 40 の冒頭で次の様に述べている。

「mantra の読誦 (mantrōccāraṇa) は先ず音節 (akṣara) を把握することによつて期待なきものとされた。直接に祭式に従属するもの (aṅga) として理解されない。又音節は (祭式における) 供物 (dravya) の如く itikartavyatā<sup>12)</sup> を本性とするものではないから、prakaraṇa<sup>13)</sup> によつて把えられない。同様に、単語の意味の知 (padārthajñāna) は文章の意味の理解 (vākyaarthapratyaya) によつて期待なきものとなるべ

7) *Bhāṣya* pp. 150-151 “arthapratyāyanārthameva yajñe mantrōccāraṇam/……yajñe yajñāṅgaprakāśanameva prayojanam/ katham/ na hyaprakāśite yajñe yajñāṅge ca yāgaḥ śakyo 'bhinirvartayitum/ tasmāttannivṛttyarthamarthaprakāśanam mahānupakāraḥ karmaṇaḥ/”

8) *Bhāṣya* ad Sū. 40, p. 150 “yadyadr̥ṣṭam kalpyeta, uccāraṇādeva tadbhavitumarhati”, “uccāraṇādapūrvam”

9) p. 151 “tasmāstasyasya prayojanam, tacca dr̥ṣṭam”.

10) *Tantravārttika*, p. 150 l. 22ff.

11) 例えば *Jaimintyanyāyamālavistara*, *Arihasaṃgraha*, *Mīmāṃsānyāyaprakāśa*, *Bhāṭṭatātipikā* 等の Mantra の説明を参照のこと。

12) G. Jhā, F. Edgerson はそれぞれ procedure (of the sacrifice), manner (of performance) と訳す。cf. *Mīmāṃsānyāyaprakāśa* ed. Edgerton § 126 (=Kāśī S. S. vol. 25 p. 52)

きものであるから (prakaraṇa によつて) 扱えられない。しかし文章の意味の理解は、目的の完結したものではなく、prakaraṇa に転じつつあり、行為を本性とするものであるから適用の言辞 (prayogavacana) によつて期待され、行為に内属して実行されつつある対象の想起を果とするもの (karmasamavetārthānuṣṭhāsyamānārthasmṛtiphala) として itikartavyatā となる。そこに adṛṣṭa を想定する根拠は存在しない<sup>14)</sup>。」

Kumārila のこの言説によれば、mantra の読誦からは akṣaragrahaṇa padārthajñāna を経てその意味が理解されるに至り、その理解は itikartavyatā (従つて aṅga<sup>15)</sup>) となるので prakaraṇa によつて扱えられる、そして itikartavyatā となつた mantra の文意の知が結果としてもたらすものは、その mantra が用いられる祭式における事象の想起 (smṛti) である、というのである。

この Kumārila の見解は後世 Bhāṭṭa 派の綱要書等で、「mantra は祭式行為に内属した事柄を想起せしめるものとして意義を有する<sup>16)</sup>。」という様に mantra の有用性に関する Bhāṭṭa 派の定説として受け継がれているが、それらは *Tantravārttika* の上の文章の結論だけを述べているにすぎず、mantra の文意の理解が祭式行為において itikartavyatā (=aṅga) となる、という Kumārila の重要な主張を見落してはならないであろう。

Śabara の説く mantra の yajñāṅgaprakāśana という機能と Kumārila の説く anuṣṭhāsyamānārthasmṛti とは勿論対立するものではなく、Kumārila はただ mantra の文意の理解が祭式執行者にもたらす効果の面を重視したに過ぎないであろう。上述の如く綱要書には Kumārila の説の方が一般的に認められてはい

13) Viniyogavidhi に伴われる pramāṇa の一。北川教授「Arthasamgraha 和訳解説 III」(名古屋大学文学部研究論集 LIV)で「章内文脈」と訳されているもの。mantra が liṅga の適用を受ける前に prakaraṇa の適用を受けることについては、*Mīmāṃsānyāyaprakāśa* ed. Edgerton § 92 (=Kāśī 本 p. 39)を参照のこと。

14) *Tantravārttika*, p. 150 “mantrōccāraṇaṃ tāvadakṣaragrahaṇena nirākāṅkṣikṛtaṃ na sākṣātkratvaṅgatvaṃ pratipadyate/ akṣarāṇaṃ ca dravyavadanitikartavyatāt-makatvātparakaraṇenāgrahaṇaṃ/ evaṃ padārthajñānasya vākyārthapratyayena nairākāṅkṣyādagrahaṇaṃ/ vākyārthapratyayastvakṛtārthaḥ prakaraṇe viparivartamānaḥ kriyātmakatvātpprayogavacanākāṅkṣitaḥ karmasamavetānuṣṭhānārthasmṛtiphalatvenetikartavyatā bhavati/ tatrādṛṣṭakalpanānimittābhāvaḥ”.

15) *Nyāyasūdhā* (Chowkhambā S. S. No. 107) p. 102 ll. 13-15 “prakaraṇāvadhāritāṅgabhāvanāṃ mantrāṇāṃ karmānuṣṭhānārupayikavākyārthapratipādanavyāpāreṇāṅgatvāvasāyātkarmakāle mantrōccāraṇārthasārthābhīdhānaparyavasānasiddhiḥ”

16) *Mīmāṃsānyāyaprakāśa* ed. Edgerton § 239 (=Kāśī S. S. ed. p. 110) “mantrāṇāṃ ca prayogasamavetārthasmārakatayā ’rthavattvaṃ”

るが、Śabara の見解も重要な mantra の機能として受け入れられている。*Mīmāṃsānyāyaprakāśa* の次の叙述をその例としてあげるが、この叙述は亦 mantra の prakāśana という働きが「語意」(sāmarthya=liṅga) に基くものであることを述べている点重要である。

「上述の (“barhir devasadanam dāmi” [吾れ神の座たる bārhis を刈る] という) mantra は (クシャ草を) 「刈り取ること」に対して従属関係にある<sup>17)</sup>。何故なら「刈り取ること」は mantra 無くしても他の手段によつて想起して為すことができるからである。それ故 mantra は「刈り取ること」自体を目的とするものとはなりえない。そうではなくて, apūrva (を獲得する) 手段となつた「刈り取ること」を明らかに示すこと (prakāśana) が目的である。又(「刈り取ること」が) それ (apūrva 獲得の手段) であることは「語意」(sāmarthya=liṅga [語の有する表意能力]) のみからは理解されない。何故なら「刈り取ること」(一般)を明らかに示すこと (prakāśana) のみに対して「語意」は(能力が)あるからである。」

この文章によつて *Mīmāṃsānyāyaprakāśa* の作者 Āpadeva が Śabara の説く “yajñe yajñāṅgaprakāśana” という mantra の機能を具体的にどの様に扱っていたか理解できると思われる。

問題となるのは、上の *Mīmāṃsānyāyaprakāśa* の文章からも窺える様に、mantra の機能である「想起せしめること」が mantra 以外の他の手段によつても行われ得るのではないか、という点である。即ちもし mantra 以外のものによつて mantra よりも速かに想起が行われ得るなら mantra は無用なものとなるのではないであろうか。Kumārila は Sūtra 32 “vākyaṇiyamāt” の四つの解釈を挙げているが、その一つに次の解釈を示している。

「或は冥想 (dhyāna) 等のいくつかの想起の手段が帰着する場合、文章の拘束性を有するもの (= mantra) から (その想起は行わるべきである<sup>18)</sup>)」

そしてこの解釈はこの Sūtra に答える Siddhānta Sūtra 44 “aviruddhamparam” に対する *Tantravārttika* で次の様に再説されている。

「たとえいくつかの (想起の) 他の手段が存在する場合でも、限定された語順を有する特殊な mantra の読誦に基いて、他の手段を停止せしめる制限機能 (niyama) が生

17) 以上の文は *Arthasaṃgraha* にも殆んど同じ文章で存する。北川教授「*Arthasaṃgraha* 和訳解説 III」p. 27 以下を参照のこと。「語意」という訳語等北川教授の訳に従っている。

18) *Tantravārttika* p. 147 l. 19 “atha vā ’nekadhyānādismaraṇōpāyaprasaṅge vākyaṇiyamāt”

ずる。その制限機能に *adr̥ṣṭa* のみを想定することにより、(mantra が) 意味を表わすことが完成した<sup>19)</sup>。」

この文章をどの様に読むかは問題があるが、一応 Bhāṭṭa 派の解釈に従つて上の様に理解する場合には、他の手段を停止せしめる制限機能 (niyama) が mantra の読誦に基いて生起し、その制限機能に *adr̥ṣṭa* が想定される、という意味になろう。制限機能としての *niyama* に何故 *adr̥ṣṭa* が想定されるのか、という点については別稿で論ずる予定である。重要なことは、祭式執行者にとつて祭式の諸従属物の想起は冥想や他の祭官による教示によつて行なわれるのではなく mantra によつてのみ行なわれるという Kumārila の主張である。mantra の有効性を保証するためにこの問題を Kumārila は無視することはできなかつたのであろう。

上の文中の *niyama* は上に述べた様に Bhāṭṭa 派では「制限機能」という意味に理解されて、後世には拡大解釈されることとなつている。例えば *Mīmāṃsānyāyaprakāśa* においては、

又可見 (*dr̥ṣṭa*) のもの (= 想起) が他の手段によつても可能であるからといつて mantra を唱えることは無意味ではない。何故なら『mantra のみによつて想起さるべきである』という制限儀軌 (*niyamavidhi*) に依存するから<sup>20)</sup>。」

となつていて *Mīmāṃsānyāyaprakāśa* はその様な *niyamavidhi* がブラーフマナ等の文献に実際に存在する様に述べているが、恐らくこれは実在するものではなく、*Tantravārttika* の文中の *niyama* 拡大解釈から生じた想定にすぎないと思われる<sup>21)</sup>。

以上 mantra の機能に関する *Mīmāṃsaka* の見解を概観したに止まるが、mantra に関する *Mīmāṃsaka* の考察には *niyama* と *dr̥ṣṭa/adr̥ṣṭa* の関係など重要な問題があり、それらについては別稿を期する予定である<sup>22)</sup>。

19) p. 155 ll. 20-22 “satsvapyupāyāntareṣu viśiṣṭānupūrvikamantraviśeṣāmnānādūpāyāntarānivr̥ttāu niyamādr̥ṣṭamātrakalpanayā siddhamarthābhidhānam”

20) ed. Edgerton § 239 (Kāśī 本 p. 110) “na ca dr̥ṣṭasya prakārāntareṇāpi sambhāvānmantrāmnānamanarthakam/ mantrairēva smartavyamiti niyamavidhyāśrayanāt”

21) Gajendragadkar & Karmarkar: *The Arthasaṃgraha of Lauṅākṣi Bhāskara* p. 214 にはこの *Niyamavidhi* について “It looks as if this is some vedic quotation containing an injunction of restriction.……The quotation cannot be traced”. とある。

22) 「哲学年報」(九州大学文学部編) 第三十二輯に掲載予定。